

■議案第82号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

高知県人事委員会は、職員の給与実態、及び民間事業所における給与実態並びに生計費など、職員の給与等の決定に関連のある諸条件について調査研究を行い、平成26年10月14日、職員の給与について所要の措置を講じるよう勧告した。その主な内容は、

- (1) 民間のボーナス(3.94月)との均衡を図るため、期末・勤勉手当を引き上げること(0.1月分)
- (2) 月例給は、職員が民間の給与を下回っていることが認められたが、その較差は極めて小さく(293円、0.08%)、給料表の改定を行わないことが適当である。今回の条例改正は、この勧告に基づき、一般職の職員給与の支給月数の改定を行うものです。

【主な改正内容】

期末・勤勉手当

① 期末手当及び勤勉手当(平成26年12月期)

勤勉手当について、12月期の支給割合を0.75月分に改定。(0.1月分の引き上げ)

期末手当については、改定なし。【条例第1条関係】

② 期末手当及び勤勉手当(平成27年度以降)

勤勉手当について、6月期・12月の支給割合を0.70月分に改定。

期末手当については、改定なし。【条例第2条関係】

※ 現行3.85月分 → 3.95月分(0.1月分)

【一般職の職員の支給月数】

		6月期		12月期	
26年度	期末手当	1.20月	(支給済み)	1.35月	(改定なし)
	勤勉手当	0.65月	(支給済み)	0.75月	(現行0.65月)
27年度	期末手当	1.20月		1.35月	
	勤勉手当	0.70月		0.70月	

【勤勉手当引上げ(0.1月分)によるH26影響額】

勤勉手当 【全会計】 対象人員294名 10,002千円 (1人平均34,000円)

【新旧対照表】

●第1条関係

新	旧
(勤勉手当) 第34条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	(勤勉手当) 第34条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の65</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略

●第2条関係

新	旧
(勤勉手当) 第34条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職	(勤勉手当) 第34条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職

新	旧
員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の70</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略